

国際ロータリー第 2620 地区 ロータリー財団委員会
2023-2024 年度 (2024 年秋入学)
第 2620 地区ロータリー財団 グローバル補助金奨学金 地区募集要項

国際ロータリー第 2620 地区ロータリー財団グローバル補助金奨学金の応募に関する要項を次のように定めます。

奨学金の目的

1. 奨学生が海外留学を通じ、国際理解と親善を増進し、その国際経験と視野を持って、ロータリーが掲げる「7つの重点分野」に必要な知識と学力を身につけ、社会人として成長、貢献をしていくこと。
2. 奨学生が7つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持つこと。
 - ①平和と紛争予防/紛争解決
 - ②疾病予防と治療
 - ③水と衛生
 - ④母子の健康
 - ⑤基本的教育と識字率向上
 - ⑥経済と地域社会の発展
 - ⑦環境

* 7つの重点分野に関しては、ロータリーのホームページ [「重点分野の基本方針」](#) より資料をご確認下さい。

奨学金について

海外の大学院修士課程において「7つの重点分野」に該当する専攻課程で原則1年の修学に、米貨50,000ドルを上限とした奨学金を提供します。

(自身のエコノミー往復航空券代、授業料、教材費、学生寮2人部屋程度の下宿代、大学食堂程度の食費に対して支給)

募集人員

各年度(1~2名)

応募資格

- (1) 「7つの重点分野」のいずれかに該当する分野でキャリアを築くことを目標とすること。従って希望する大学院での教育目標もこれに関連する分野になります。
- (2) 2023年3月以前に大学課程を修了し、一定期間の社会経験のある方。性別、未婚、既婚、年齢は問いません。
- (3) 受入国の言語に堪能であること。
授業で使用する言語が英語のみの場合でも、受入国クラブとの交流を図るため、現地の言語が堪能である必要があります。
- (4) 海外の大学院修士課程レベルの教育機関で学ぶこと。(聴講生、研修生は不可)
 - A. 応募者は、すでに合格しているか、これから受験する教育機関1校を特定して応募します。

- B. 当地区のグローバル補助金奨学生への応募後に志望校の受験をする場合、ロータリー財団本部への申請書提出まで(3月末日)に合格が決定しない場合は、取消となります。
- (5) 受入地区内の地区やロータリークラブの活動に参加できるように、承認された受入区内の教育機関の近隣に住むこと。
- (6) 次のいずれかに該当すること
 - A. 応募時に、国際ロータリー第 2620 地区内に住民登録、または本籍があること。
 - B. 応募時に、国際ロータリー第 2620 地区内に所在する大学または、大学院に在学するか、あるいは、職場に勤務していること。
- (7) 奨学金決定から出発までの間に、国際ロータリー第 2620 地区内の身近なロータリークラブを世話クラブとして交流を持ち、世話クラブからの推薦を得ることが確実なこと。
- (8) 次の者は応募できません
 - A. ロータリークラブの会員、及びロータリークラブ事務局の職員、これらの者の直系親族(祖父母、両親、子、孫)および配偶者。その他ロータリークラブの関係者。
 - B. 他の地区のロータリー財団補助金奨学金を同時期に応募している者
 - C. 既に希望する教育機関に在籍している者

奨学金給付の条件

- (1) ロータリー財団の「7つの重点分野」に該当する海外の大学院修士専攻課程に、財団本部へオンライン申請する(3月末予定)迄に合格すること。
- (2) 本奨学金は「7つの重点分野」に寄与することを目的とし、奨学生は勉強と共に、「親善大使」としての任務も遂行すること。
- (3) 留学期間中は勉学に努めるとともに、ロータリークラブ、家庭、事業所などを訪問して、留学国の諸事情の理解に努めること。
- (4) 奨学期間終了後速やかに必ず帰国し、地区内世話クラブに留学の成果を報告すること。
- (5) 留学中及び留学終了時には、所定の報告書を決められた時期までに、必ず提出すること。
- (6) 学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、留学国の語学に対する知識の不足、「親善大使」としての任務を怠る等、奨学金の条件を満たせなくなるような事態が発生した場合には奨学金の返還を求められる。
- (7) 留学は2024年7月1日から2025年6月30日までの新学期から開始しなければならない。
- (8) 奨学期間終了、または帰国後は世話クラブと受入ロータリークラブとの交流を保ち、又国際ロータリー第2620地区留学の成果を報告すること。また、2620地区のイベント等の要請がある場合は、積極的に参加すること。
- (9) 国際ロータリー第2620地区の学友会に必ず加入し交流を深めること。転居等の際

しては、学友会へ連絡先変更の届け出をすること。

(10) 留学先は、ロータリークラブのある国、地域に限られる。

応募の期間

2023年9月1日～10月31日

応募者の提出書類

1. 国際ロータリー第 2620 地区 グローバル補助金奨学金申請書(応募申込書)
2. 留学先大学院の入学許可を証明するもの。
留学先の入学許可書が書類等提出締切日までに手元にない場合は、2023年3月末日迄に提出すれば可とします。
3. 高校卒業後に就学した教育機関の成績証明書
4. 語学力を証明する資料
英語圏：TOEFL, IELTS 等の成績表
英語圏以外：当該語学力を証明する適宜の資料
5. 各費用の見積書
もし見積書が事前に揃わない場合は、理由を説明ください。
6. 応募者の世話クラブとなる地区内ロータリークラブ会長からの推薦書

提出先

(1) 応募者は、上記提出書類1～6の全てを、国際ロータリー第 2620 地区財団事務局にメールにて提出して下さい。

E-mail: drfc@ri2620.gr.jp TEL: 054-274-2622

選考

(1) 第1次選考

国際ロータリー第 2620 地区ロータリー財団委員会による第1次選考(面接)を行います。

・面接日時：地区財団委員会より連絡します。(11月上旬)

・面接場所：国際ロータリー第 2620 地区 地区事務所

〒420-0853 静岡市葵区追手町2-1-2 静岡安藤ハザマビル 5F

TEL：054-274-2622 FAX：054-274-2623

(2) 第2次選考

国際ロータリー第 2620 地区ロータリー財団委員会は、第1次選考で選考された方に対して、直ちに該当地区の地区委員会或いはクラブに受入の依頼をします。受入依頼からロータリー財団本部への申請完了の期間、様々な書類を候補者と共に作成し提出。最終的にロータリー財団本部の承認を得た時点で正式な合格となり、奨学金受給が決定します。

合格から派遣まで

- (1) 第一次選考を受けた応募者に合否の通知を出すと共に、合格者についてはロータリー財団本部にオンラインで申請書を提出します。その際に必要な複数の書類を電子ファイルにて送付します。
- (2) 入学許可を証明する書類提出を含む全ての申請ステップを経て、申請完了後、ロータリー財団本部の最終審査が行われ、承認されると奨学金の支給が決定します。最終審査開始から承認まで2~4カ月かかることもあることを、ご承知おきください。

注意

- (1) 旅費や保険に関しては、「ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」をご覧のうえ、確認をして下さい。
- (2) 受入クラブについては、特に、有名校のある地域(たとえばボストン、ロンドン、パリなど)は、希望者が殺到しますので、受入クラブが見つからない場合がありますので、予めご了解ください。
- (3) 奨学生は1年経過時に中間報告書、終了時に最終報告書を提出しなければなりません。その際に下記の内容が必要になります。
 - 1) 学業における成果、及びこの成果が重点分野にどのように関連するかについて
 - 2) ロータリーと地域社会への関与について
 - 3) 収支明細と50米ドル以上の領収書
- (4) 合否についてのお問い合わせは、一切、受付けません。